

たくましい産業の育成に向けて…

お問合せ・ご相談は **32-1841**
 商工労政係

融資制度 助成制度



市内事業所向けの融資制度と助成制度をご紹介します。

NEW
中 小企業融資条例

平成26年4月1日から中小企業者等の安定を図り、市経済の活性化に資することを目的に新たな融資制度が施行されました。

- ❖ 対象者
 - ・市内に独立した事業所(店舗)を有し、同一事業を1年以上営む中小企業者
- ❖ 対象条件

資金の種類	融資額(万円)	返済期限
運転資金	500	5年以内
設備資金	1,000	7年以内
特別資金	2,500	15年以内

※融資限度額は、2,500万円

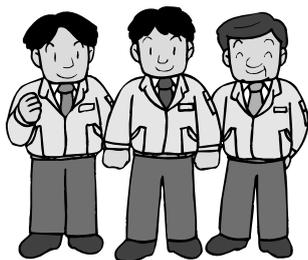
- ❖ 融資利率
 - ・ 運転資金 0.2%
 - ・ 設備資金 0.3%
 - ・ 特別資金 0.5%
- 十 プライムレート

店 舗近代化促進事業助成金

- ❖ 対象者
 - ・ 商業者(法人・個人問わず)
 - ・ 従業員が10人未満であること
- ❖ 助金額
 - ・ 新築 100万円
 - ・ (経費が50万円以上)
 - ・ 増改築 50万円
 - ・ (経費が200万円以上)
 - ・ 外観改修 30万円
 - ・ (経費が100万円以上)

勤 労者生活資金貸付事業

- ❖ 対象者
 - ・ 赤平市民
 - ・ 市内の事業所等に1年以上勤務
- ❖ 貸付限度額
 - ・ 30万円以内(返済36カ月以内)
- ❖ 貸付利率
 - ・ 取扱金融機関の定めるところによる



企業向けの各融資資金及び助成金は、市税の滞納がないことが条件となります。

中 小企業利子補給制度

- ❖ 対象融資
 - ・ 赤平市中小企業融資制度による設備資金及び特別資金
 - ・ 赤平商工会議所が斡旋した設備資金
- ❖ 対象者
 - ・ 貸付条件どおり返済していること
- ❖ 利子補給額
 - ・ 年利2.5%を超える部分の2%まで(最初の5年間のみ)



倒 産関連融資利子補給制度

- ❖ 対象融資
 - ・ 北海道中小企業総合振興資金
 - ・ 融資制度の経営安定化資金セーフティネット貸付(災害貸付除く)
- ❖ 利子補給額
 - ・ 借入利率のうち1%の利率で計算した額(総額で200万円限度)

新製品の開発や改良等、意欲的で前向きな企業をサポート！

赤平市チャレンジ アレンジ 産業振興奨励事業補助金

対象者 市内の中小企業者、中小企業団体またはその他団体



補助対象事業

- 産業振興・地域経済の活性化につながる①から⑤に該当する事業
- ① 新製品の開発及び既存製品の改良等のための試験、研究または調査に関わる事業
 - ② 農商工連携等の共同事業化に関わる事業
 - ③ 地場産品ブランド化または販路拡大に関わる事業
 - ④ 新分野進出等に関わる事業
 - ⑤ 起業等に関わる事業

補助金の額

補助金の交付額は、対象経費の3分の2以内とし、100万円を限度として予算の範囲内とする。

ただし、複数年にわたる事業については、3年以内とし、各年50万円以下で、総額150万円を限度とする。なお他の助成制度の適用が受けられる場合においては市長が必要と認める額とする。

詳しいお問合わせは 商工労政係 ☎32-1841まで

赤平市子ども・子育て会議委員を募集します(再募集)

市民の皆さんのご意見を、子ども・子育て支援事業に反映させるため、次のとおり公募委員を募集します。5月1日現在応募がないため、再募集となります。

- ▶ 会議で話し合う内容
赤平市の子ども・子育て支援事業(計画)に関する全般
- ▶ 報酬
会議1回につき2,700円
- ▶ 募集人数
2名(応募者多数の場合選考)
- ▶ 募集締切
5月20日(火)
- ▶ 応募方法
子ども未来・医療給付係窓口または市ホームページから取得した応募用紙に必要事項を記入し、提出してください。



子ども・子育て会議に関する申込み・問合せは
子ども未来・医療給付係 ☎ 32-2216

市ホームページ <http://www.city.akabira.hokkaido.jp/>

赤平市子ども・子育て会議を開催しています!

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的にスタートする予定です。新制度では、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域での子育て支援の充実等を図ることとなっています。また、市町村には新制度の本格実施にあわせ、「子ども・子育て支援事業計画」(平成27年度～31年度)を策定することが求め

られています。市ではこの計画の策定に向け、さらには子育て支援全般に関し、子育て当事者や子育て支援担当者等の意見を聴くため、「赤平市子ども・子育て会議」を設置しています。会議は平成25年度に2回開催しており、今後も随時開催していきます。
※子ども・子育て会議の内容につきましては、市ホームページをご覧ください。

子ども・子育て支援 アンケート調査実施

市では、「子ども・子育て支援新制度」に向けた準備を進めています。この度、地域における子育てに関するニーズを把握し、今後の計画や子育て支援サービスに反映させるため、幼稚園及び保育所等、その他の子育て支援事業の利用状況や利用希望、小学生の放課後の過ごし方、市の子育て支援に期待すること等について、アンケート調査を実施しました。

◆ 調査対象

未就学児童、小学生のいる全世帯

◆ 調査期間

平成25年11月29日～
平成26年1月10日

◆ 配布・回収状況

就学前児童

258世帯に配布↓130世帯回収

(回収率50・39%)

小学生のいる世帯

327世帯に配布↓115世帯回収

(回収率35・17%)

※アンケート調査の結果全文に

つきましては、社会福祉課窓口または、市ホームページをご覧ください。

赤平市 企業への支援制度 企業振興促進条例

この制度は、赤平市における企業立地促進のため、市内に工場または、特定施設を新設、または増設する事業に課税の免除及び助成を行い、赤平市経済の発展と雇用拡大を図ることを目的としています。

▶ 対象事業所



工場…物の製造、加工及び修理を行うための施設
特定施設…製品等の開発を行うための試験研究施設、ソフトウェアハウス、農林水産関連施設、医療福祉施設、スポーツ施設、教育文化施設、宿泊施設、観光施設

▶ 課税の免除及び助成措置の対象等



赤平市内に立地する工場であって、新設または増設の投資額が1,500万円以上で、これに伴い新規雇用者が3名以上であること

● 課税免除 ●

固定資産税を5年間全額免除

● 投資額に対する助成 ●

新設または増設に係る投資額の100分の10に相当する額(交付は1回限りで限度額は5,000万円)

● 雇用に対する助成 ●

新設または増設に係る雇用者(市内居住者に限る)1人に対し、50万円(交付は1回限りで限度額は5,000万円)

● 用地取得に対する助成 ●

新設または増設に係り、市内に用地を取得した場合に100分の30を乗じて得た額(交付は1回限り)

詳しいお問合わせは 商工労政係 ☎ 32-1841まで